

(1) 里親委託等の推進について

① 里親支援機関事業の実施について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、昨年4月に改正された児童福祉法等においては、社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等、里親制度を推進する取組を進めているところ。

また、同法改正で「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられ、普及が期待されているところである。

さらに、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」については、平成22年度予算案において、さらに推進することとしている。（資料2、3）

各自治体においては、里親会等に同事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

② 養子縁組あっせん事業の実施状況について

毎年ご協力いただいている養子縁組あっせん事業の実施状況について、その全国集計結果をお示ししますので参考にしてください。（資料4）

なお、平成18年8月28日雇児福発第0828001号「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」（資料5）第2の4（1）により、養子希望者と養子縁組あっせん事業者間における養子縁組に必要な全ての手続きを終える前に寄付金の授受や支払の約束を行わないように指導することとされていますが、平成20年度において、あっせん開始前に寄付金を受領したケースが見受けられました。

都道府県市におかれましては、上記通知の趣旨を理解の上、ご指導下さるようお願いいたします。

(2) 施設退所後の支援について

① 施設退所児童等アフターケア事業について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要で

ある。

このため、改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとしているところである。

また、平成20年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は、平成22年度予算案において「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとしたところである。（資料6）

本事業は、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援することを目的としている。平成22年度以降、新たに実施を希望する自治体があれば当職まで協議いただきたい。

② 身元保証人確保対策事業について

施設等を退所する子ども等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要であり、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施しているところである。（資料7）

各自治体におかれては、引き続き自立援助ホームの設置促進をはじめとして、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

(3) ひきこもり等児童福祉対策事業について

ひきこもり等児童福祉対策事業については、平成22年度予算においてその積算を見直し、「ひきこもり等保護者交流事業」を「ふれあい心の友訪問援助事業」に統合し、「ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業」に組み入れたところである。

ひきこもりの子どもを持つ保護者等の支援についても、引き続きご尽力願いたい。（資料8）

(4) 被措置児童等虐待の調査について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

本年度、「被措置児童等虐待ガイドライン」について通知し、都道府県においては、都道府県の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、

障害児の施設を所管している部局など)の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることをお願いした。

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、「被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査(案)」(資料9)について通知を予定しており、21年度の被措置児童等虐待の対応状況については22年度に報告を求めることとしているので留意されたい。

(5) 第三者評価事業(自立援助ホーム・ファミリーホーム)について

第三者評価事業については、かねてより事業の普及にご尽力いただいているところであるが、この度、「自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)版『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』」、「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)版『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』」について策定され、近日中に通知することとなったので、活用していただきたい。

(6) 児童自立支援施設における学校教育の実施等について

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成21年度現在の実施状況は、40施設にとどまっており、児童の権利擁護の観点からも早期実施に向けた取組を促進することが必要である。(資料13)

今後、児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図ることとしているが、未実施の自治体におかれては、主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、法の趣旨に沿い、早期に導入できるよう一層のご尽力をお願いしたい。

また、国立児童自立支援施設においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施することとしているので、管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いするとともに、児童相談所一時保護所職員研修や里

親対応関係機関職員研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。(資料14)

(7) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について

情緒障害児短期治療施設は、専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますますその役割は重要となっている。「子ども・子育てビジョン」においても、平成26年度までに全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるが、現在全国に32か所(28道府県市)と設置が進んでいない状況であるので、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(資料15)